

・審理不統行制度についてのコメント

吉 垣 実*

1. はじめに

今回の李鎬元 (Lee, Ho Won) 弁護士 (元韓国民事訴訟法学会会長) のご講演および集中講義は、韓国の司法制度を理解する上で大変有益であった。貴重な機会をお与え下さった李鎬元弁護士、立命館大学法学部の出口雅久教授、ミニシンポジウムにコメンテーターとして出席されたソウル中央地方裁判所の金炯料 (Kim Hyung-Du) 判事、韓国・中央大学法科大学院の田炳西 (Chon Byung Seo) 教授、そして、シンポジウムにおいてご指導下さった日本民事訴訟法学会の先生方にこの場を借りて心よりお礼申し上げます。

李先生のご講演・ご講義において筆者がとくに興味をもったのは、2002年の韓国民事訴訟法の改正¹⁾、少額事件審判手続²⁾、そして、上告審手続に関する特例法についてである。ないしは、わが国の民事手続法をめぐる議論に有益な示唆を与えてくれるものと思われる。については第 4 章に李先生のご高論³⁾が掲載されており、については、拙稿⁴⁾があるので、ここでは、については、簡単にコメントさせて頂くことにする。

* よしがき・みのる 大阪経済大学准教授

2．上告審手続に関する特例法

韓国の現行民事訴訟法は、その第3編において上訴についての規定を置いている。上訴には、控訴（390条～同421条）、上告（422条～438条）および抗告（439条～450条）の3つの種類がある。控訴・上告は、すべて終局判決に対する上訴であり、これに基づき判決手続である上訴審手続が行われる。上告審については、1994年に「上告審手続に関する特例法」⁵⁾が制定された（以下、「特例法」という）。特例法施行以前は、判決に影響を及ぼす憲法・法律・命令または規則の違反を理由とするときに限って上告できるよう規定されていたが（民事訴訟法423条）、上告理由に該当しない無益な上告ないし濫上告が頻発し、法律関係の確定を遅延させ、上告審の負担を加重する結果となった。大法院は、このような弊害をなくす必要に迫られていた。そこで、民事訴訟、家事訴訟、行政訴訟および特許訴訟において、上告理由に重大な法律違反に関する事項が含まれていない場合には、審理を続行することなく、判決で上告を棄却することができるようにするため、特例法としての審理不続行制度（特例法第4条）が設けられた⁶⁾。これにより、大法院は、形式的要件を具備しているが実質的には法が定めた上告理由を具備していない上告について審理を打ち切ることができるようになり、負担は大幅に軽減されることになった。2009年のデータによると、上告事件の約70パーセントが審理不続行を理由に棄却されているという⁷⁾。審理不続行制度については、さまざまな議論がなされているので、制度およびそれをめぐる議論を紹介する。

3．審理不続行制度をめぐる議論

審理不続行により上告が棄却される場合、その判決文には、「上告の理由に関する主張は上告審手続に関する特例法第4条に該当するため理由が

ないものとする。右法第5条により、上诉人等の上告をすべて棄却する。」との記載がなされるのみである。今回、ミニシンポジウムにおいて、Kim Hyung-Du 判事は、当該判決について、宣告日も知らされないまま、ある日突然、上诉人代理人弁護士の携帯電話にメールで上記の判決文が送信されるとコメントされた。

審理不続行制度については、さまざまな議論があり、2009年11月にソウル地方弁護士会主催による制度改革のためのシンポジウムが開催されている⁸⁾。そこでは、審理不続行制度導入から15年が経過したことを踏まえ、濫上告を防止するために導入された当該制度がその趣旨に合致するように運営されているのか、また、その改善方法はどのようなものであるべきなのかについて議論がなされた。これらを考える上で、裁判を行う側と裁判を受ける側とで見解の相違があることを認識することは必要であろう。

大法院サイドは、この制度を業務負担軽減のための有用な手段であると評価すると思われる⁹⁾が、シンポジウムに参加した弁護士等からは、国民の正当な裁判を受ける権利を侵害するおそれのあること、大法官により審理不続行の判断が異なり、棄却率が異なるため、上诉人代理人からみて事件の予測が困難になること、形式的な判決が出されるため、当事者からみて、審理不続行の判断基準が不透明であり、その判決を受け入れにくいこと、第1審と第2審の判決が異なる場合において、審理不続行による棄却で事件が終結すると、当事者の権利救済のチャンスが奪われることになること、現在の司法は、経験の浅い判事による下級審の判断に不信感が広がっており、各審級別の事件比率がピラミッド型ではなく円筒型になっているという問題を抱えているところ、このような状況を考慮することなく、アメリカ、イギリス、ドイツ等のシステムをベースに、大法院の法律審の機能のみを強調し、上告を制限すれば、司法に対する国民の不信は深まり、大法院の負担軽減という当初の目的を達成することは難しくなること、審理不続行の場合でも審理続行の場合と同額の訴訟費用を負担させられることは不公平であること¹⁰⁾などの意見が出された。

4．若干のコメント

審理不続行制度は、当事者に上告を幅広く許可し、上告人の利益をより保護するために設けられたものであり、審理不続行事由も具体的かつ客観的に規定し、恣意的解釈の余地をなくしているため、非常に効果的な制度であると言われていた。しかし、その弊害も少なくないようである。とくに、上記の問題はこの制度下における最も大きなものであり、上告率と審理不続行の棄却率の増加という悪循環を生じさせる原因ともなろう。当事者の予測を可能にするため、特例法第4条1項5号の「重大な法令違反」がいかなるものであるのかにつき、より具体的な基準を設けてもよいように思われる。大法院は、刑事事件についても審理不続行と類似の制度をつくり、事件処理の負担軽減を図ろうと考えているようであるが、現段階においては、より慎重な議論が必要であるように思われる。審理不続行制度の問題点を改善するため、ADR制度を活性化させ、法院に持ち込まれる事件数を減らし、事実審を強化し、上告を抑制する等の努力も必要となろう。

- 1) 李鎬元「2002年の韓国民事訴訟法の改正と今後の課題」立命館法学第331号（2010年10月）410頁。
- 2) この法は、少額の民事事件を簡易な手続により迅速に処理するため、韓国の民事訴訟法の特例として規定されたものであり、訴訟目的の価額が、2,000万ウォンを超えない金銭その他の代替物、有価証券の一定の数量の給付を求める事件に適用される。2008年度の民事本案事件件数表によれば、第1審訴訟事件の新受件数は1,259,031件であり、そのうちの944,712件は少額事件である（www.scourt.go.kr）。

少額事件審判法は、第7条の2において、「判事は、必要な場合、勤務時間外又は公休日にも開廷することができる。」と規定している。これは、1990年1月の改正により置かれた規定であったが、これまで20年余り使われてこなかった。しかし、水原地方法院安山支院は、2010年5月中旬から、当事者の希望（原告が訴えを提起した際、夜間での審理への参加の意思を明らかにし、被告にその旨の通知をし、当事者の意思を確認するという方法をとる）により、夜7時から9時までの夜間開廷制度を導入した。安山地区は工業地域が多く、労働者の比率が高いことから、夜間開廷の必要性が法曹関係者から出されていたこともあり、導入に支障はなかったといわれている。少額事件審判法の立法趣旨からして、

夜間の開廷をする法院支院が増えることは望ましいといえる。

- 3) 李・前掲注1)410頁。
- 4) 拙稿「韓国における少額事件審判手続について 履行勧告決定制度の検討を中心として」大阪経大論集59巻3号(2008)103頁以下。
- 5) 現行の特例法(2009年11月2日施行)は次のように規定されている。

第1条(目的)

この法律は、上告審手続に関する特例を規定することにより、大法院に法律審としての機能を効率的に遂行させ、法律関係を迅速に確定することを目的とする。

第2条(適用範囲)

この法律は、民事訴訟、家事訴訟および行政訴訟(「特許法」第9章及びこれを準用する規定による訴訟を含む。以下、同じ。)の上告事件に適用する。

第3条(「民事訴訟法」適用の排除)

「民事訴訟法」の規定(他の法律により準用する場合を含む。)が、この法律の規定に抵触する場合には、この法律に従う。

第4条(審理の不続行)

大法院は、上告理由に関する主張が、次の各号のうちいずれかの事由を含まないと認めるときには、さらに進んで審理をすることなく、判決により、上告を棄却する。

1. 原審判決が、憲法に違反し又は憲法を不当に解釈した場合。
 2. 原審判決が、命令、規則又は処分法律違反の有無に対して不当な判断をした場合。
 3. 原審判決が、法律、命令、規則又は処分に対して、大法院判例と相反する解釈をした場合。
 4. 法律、命令、規則又は処分に対する解釈に関して、大法院判例が存在しない場合又は大法院判例を変更する必要がある場合。
 5. 第1号乃至第4号の規定の他に、重大な法令違反に関する事項がある場合。
 6. 「民事訴訟法」第424条第1項第1号乃至第5号に規定された理由がある場合。
- 仮差押えおよび仮処分に関する判決に対しては、上告理由に関する主張が第1項第1号乃至第3号に規定された事由を含まないと認められる場合には、第1項の例による。

上告理由に関する主張が、第1項各号の事由(仮差押えおよび仮処分に関する判決の場合には第1項第1号乃至第3号に規定された事由)を含む場合においても、次の各号のうちのいずれかに該当する場合には、第1項の例による。

1. その主張自体失当で理由がないとき。
2. 原審判決と関係がなく又は原審判決に影響を及ぼさないとき。

第5条(判決の特例)

第4条及び「民事訴訟法」第429条本文による判決には、理由を記載しないことができる。

第1項の判決は言渡しを要せず、上告人に送達されることによって、その効力が生じる。

日韓比較民事訴訟法研究会
審理不統行制度についてのコメント（吉垣）

第1項の判決は、その原本を、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所主事又は裁判所主事補（以下、「裁判所事務官等」という）に交付して、裁判所事務官等は、直ちに受領日時を付記し、捺印した後、当事者に送達しなければならない。

第6条（特例の制限）

第4条及び第5条は、「法院組織法」第7条第1項ただし書きにより裁判をする場合に限り、適用する。

原審裁判所から上告記録の送付を受けた日から四月以内に第5条による判決の原本が裁判所事務官等に交付されない場合には、第4条及び第5条を適用しない。

第7条（再抗告および特別抗告への準用）

民事訴訟、家事訴訟および行政訴訟の再抗告及び特別抗告事件には、第3条、第4条第2項、第3項、第5条第1項、第3項および第6条を準用する。

付則については省略させて頂いた。

6) 上告制度の変遷については、ソウル大学の胡文赫教授のご研究を引用させて頂いた。

Moon-Hyuck Ho [The Reception and transmission of Civil Procedure Law Experience in Korea and Important Points to be Considered] at. 179

(3. Development of Appellate Process to the Supreme Court (1) Appeals Permission System (2) Discontinuance of Trial).

Masahisa Deguchi & Marcel Storme: The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society (2008).

拙稿「韓国の司法制度について」大阪経大論集59巻4号（2008）68頁以下。

7) 2009年1月から4月までの間、審理不統行で処理された事件は上告事件全体の69.5%である。民事事件の場合、この期間中に処理された3,474件のうち2,344件が審理不統行で処理されている（67.4%）。2009年1月から4月までの間につき、行政訴訟678件（74.2%）、家事訴訟143件（84.1%）、特許訴訟146件（70.1%）となっている。過去5年間の審理不統行の棄却処理件数は次のとおりである。

【2005年】民事訴訟4,308件（59%）、行政訴訟950件（61.4%）、家事訴訟165件（75%）、特許訴訟91件（31.2%）。【2006年】民事訴訟5,073件（58.5%）、行政事件1,393件（65.8%）、家事訴訟227件（79.6%）、特許訴訟191件（40.3%）。【2007年】民事訴訟6,062件（61.3%）、行政事件1,945件（74.2%）、家事訴訟225件（85.5%）、特許訴訟317件（61.0%）。【2008年】民事訴訟6,333件（63.3%）、行政事件1,746件（70.8%）、家事訴訟286件（87.7%）、特許訴訟369件（63.4%）。以上は、法律新聞2009年6月16日による。

他方で、大法官出身の弁護士たちの受任の状況および審理不統行の棄却率について興味深いデータが示されている。無所属のイムジョンイン議員の調査によると、1990年以降に退官した大法官出身者たちが受任した事件を調べた結果、13名の大法官出身弁護士が引き受けた案件の63%が大法院への上告事件であったとされる。大法官出身者でない弁護士による上告事件の場合、10件中4件は審理不統行で棄却されるが、大法官出身弁護士が選任された場合、10件中1件も審理不統行で棄却されず、0.6件～0.7件程度しか審理不統行として棄却されないという（6.6%）。このような顕著な差が出る理由として、大法官出身弁護士が上告人代理人となっている場合、事件を担当する大法官が審理不統行とならない

ように配慮する傾向があるとの指摘がなされている。以上につき、ソウル新聞2007.8.8の記事より引用した。

韓国には「前官礼遇」という言葉がある。これは、法院と検察出身の弁護士が事件を受任した場合、以前同僚であった判事と検事が事件処理をするにあたり、前官であった弁護士を礼遇し、前官弁護士に有利な方向へ事件を処理する慣行を指す。近時の韓国司法は「前官礼遇」と言われたいための努力をしているというのが筆者の印象であり、上記のデータも大法官出身者の能力の高さに起因するものと思われる。しかし、国民の目からみると、審理不統行制度の運用はまさに「前官礼遇」の典型例であるということになる。何らかの解決が望まれよう。

- 8) 2009年11月23日ソウル地方弁護士会主催のシンポジウム。2009年12月10日の法律新聞に議論状況が記載されている。
- 9) もっとも、法院行政処は新たな上告制度の導入について検討しており、審理不統行制度は見直される可能性もあるといわれている。
- 10) 審理不統行の棄却判決をうけた場合、訴訟費用を適正水準に引き下げるべきであるとの指摘もなされている。ソウル地方弁護士会副会長のチョウヨンシク弁護士が前記のシンポジウムにおいてこの指摘をされた。前掲注(8)法律新聞による。